

関係市町村教育委員会教育長 }
関係市町村立学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長
(公印省略)

給与関係規程について (通知)

下記の給与関係規則等について通知します。

記

1 教育委員会規則

- (1) 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
(埼玉県教育委員会規則第 1 号)
- (2) 学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則
(埼玉県教育委員会規則第 2 号)
- (3) 学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
(埼玉県教育委員会規則第 3 号)
- (4) 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
(埼玉県教育委員会規則第 4 号)

2 通知

- (1) 「学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正について
- (2) 「学校職員の復職等に伴う号給の調整等について」の一部改正について
- (3) 「特別支援学級担当及び解任に係る給料の調整額支給調書等について」の一部改正について
- (4) 「扶養手当認定事務の取扱いについて」の一部改正について
- (5) 「新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて」の一部改正について
- (6) 「学校職員の単身赴任届等の取扱いについて」の一部改正について
- (7) 「学校職員の管理職員特別勤務手当の支給等について」の一部改正について
- (8) 「学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について
- (9) 「勤勉手当の支給にかかる成績率について」の廃止について
- (10) 「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正について
- (11) 「学校職員の特殊勤務手当の運用について」の一部改正について
- (12) 職員の旅費に関する条例等の運用方法について

3 その他

- (1) 時間外勤務手当の手当額算定の基礎となる勤務1時間あたりの給与額の算定方法について

$$\frac{(\text{給料月額} ※ 1 + \text{給料月額} \times 9.7 / 100 + ※ 2) \times 12 \text{月}}{(52 [\text{週}] \times 38.75 [\text{時間}]) - (\text{年間の休日の日数} \times 7.75 [\text{時間}])}$$

↓

平成29年度は、16日(124時間)となります。

※ 1 給料月額には経過措置額が支給される場合はその額を含む。

※ 2 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当が支給されている場合は、別途加算する。

※ 再任用短時間勤務職員・任期付短時間勤務職員については、
38.75時間→週当たり勤務時間、7.75時間→(週当たり勤務時間÷5)
となります。

- (2) 平成29年度における交通用具使用者(併用者を含む。)に係る通勤手当の月額の算定方法について

$$2,000 \text{円} + (\text{認定距離} [\text{km} \cdot \text{端数切捨}] - 2 \text{km}) \times \text{加算額}$$

↓

平成29年度は、**500円**となります。

(※平成28年度：590円)

- (3) 平成29年度の給料の経過措置について

平成29年度においては、下の額を本来給料月額(給料表に定められた給料月額のことをいう。以下同じ。)とは別に支給する。

$$((\text{平成27年3月31日の給料月額}) - (\text{平成29年度の本来給料月額})) \times 1 / 3$$

※経過措置の詳細については、平成27年3月27日付け教職第1411-1号「給与関係規程について(通知)」を参照すること。

＜規則等の改正の概要＞ **規則の施行期日は全て、平成２９年４月１日**

１ 教育委員会規則

(１) 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務成績を反映させる昇給区分を新たに定め、校長と校長以外の昇給の号給数をそれぞれ規定する。

(２) 学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の任命権を持つ指定都市（さいたま市）の職員が本県の学校職員の給与条例の適用対象から除かれることにより、職員が任命権者を異にして異動をすることがなくなるため、該当する規定を削除する。

(３) 学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

秩父市立吉田小学校太田部分校が平成２９年４月１日に廃校となることに伴う規定の整備。

(４) 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の任命権を持つ指定都市（さいたま市）の職員が本県の学校職員の給与条例の適用対象から除かれることにより、職員が任命権者を異にして異動をすることがなくなるため、該当する規定を削除する。

２ 通知

(１) 「学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正について

機関名称変更に伴う文言の整備。

(２) 「学校職員の復職等に伴う号給の調整等について」の一部改正について

さいたま市に係る規定を削る。

(３) 「特別支援学級担当及び解任に係る給料の調整額支給調書等について」の一部改正について

さいたま市に係る規定を削る。

(４) 「扶養手当認定事務の取扱いについて」の一部改正について

さいたま市に係る規定を削る等の文言の整備。

(５) 「新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて」の一部改正について

さいたま市に係る規定を削る。

(６) 「学校職員の単身赴任届等の取扱いについて」の一部改正について

さいたま市に係る規定を削る。

(７) 「学校職員の管理職員特別勤務手当の支給等について」の一部改正について

さいたま市に係る規定を削る。

(８) 「学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について

さいたま市に係る規定を削り、併せて、経過措置終了に伴い、文言を整備する。

(９) 「勤勉手当の支給にかかる成績率について」の廃止について

制度改正に伴い、当該通知を廃止する。

(１０) 「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正について

教育四級職員を特定幹部職員に準じて取扱う。

(11) 「学校職員の特殊勤務手当の運用について」の一部改正について

さいたま市に係る規定を削る。

(12) 職員の旅費に関する条例等の運用方法について

新幹線はやぶさを旅行命令権者が認めた場合に利用できることとする。

規 則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第一号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「五十五歳を超える職員（第二十八条第一項各号において「高年齢層職員」という。）であるときは、五十五歳を超えた日の直前の四月一日以後の期間については、二」を「教育委員会が別に定める職員であるときは、教育委員会が別に定める数」に改める。

第二十八条中第一項から第三項までを次のように改める。

条例第六条第五項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）に応じて別表第十八に定める昇給号給数表（条例第十二条の二第二項に規定する教育四級職員（以下「教育四級職員」という。）にあつては、別表第十九に定める教育四級職員昇給号給数表）に定める号給数とする。

2 職員の昇給区分は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。）において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の規定による懲戒処分を受けた職員その他教育委員会が定める職員にあつては、教育委員会の定めるところにより決定するものとする。

一 勤務成績が特に良好である職員 一号該当

二 勤務成績が良好である職員 二号該当

三 前二号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、次に定める昇給区分

イ 勤務成績がやや良好でない職員 三号該当

ロ 勤務成績が良好でない職員 四号該当

3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定

める昇給区分に決定するものとする。

一 教育委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第三号ロに該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） 三号該当

二 教育委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 四号該当

第二十八条第五項中「第一項第一号に掲げる職員に該当するものとして」を「一の昇給日において第二項の規定により一号該当の昇給区分に」に、「定数」を「定数、第五項の教育委員会の定める割合」に改め、「別に定める」の下に「号給数を超えないものとする」を加え、同項を第九項とし、同条中第四項を第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第一項及び前項の規定による昇給の号給数が零となる職員は、昇給しない。

8 第一項又は第六項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十二条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第一項及び第六項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

第二十八条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に三号該当又は四号該当の昇給区分となる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（一号該当の昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 前三項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占める一号該当の昇給区分に決定する職員の数の割合は、教育委員会が別に定める。

第三十六条第一項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

別表第十七の次に次の二表を加える。

別表第十八 昇給号給数表（第二十八条関係）

昇給区分	昇給の号給数
一号該当	五以上一以上
二号該当	四
三号該当	〇
四号該当	〇

備考 この表に定める上段の昇給の号給数は条例第六条第七項の規定の適用を受

ける職員以外の職員に、下段の昇給の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第十九 教育四級職員昇給号給数表（第二十八条関係）

昇給区分	昇給の号給数
一号該当	六以上二以上
二号該当	四
三号該当	〇
四号該当	〇

備考 この表の適用を受ける職員には、昇給号給数表の備考を準用する。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

新

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

第十四条 次の各号に掲げる経験年数を有する職員については、第十二条の

規定による号給（前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数のうち採用する日の直前の四

月一日の前日（採用する日が四月一日である場合にあっては、その前日）までの経験年数の月数を十八月（第一号及び第三号に掲げる経験年数のうち五年までの年数並びに第二号に該当する者で必要経験年数が五年未満

の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に掲げる経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数並びに第一号から第三号までに掲げる経験年数のうち五年を超える経験年数（第二

号に該当する者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては、同号に掲げる経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超える経験年数）について職員の職務にその

経験が直接役立つと認められる職務であつて埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して教育委員会が相当と認める年

数（以下「有用経験年数」という。）のそれぞれの月数については、十二月。第一号及び第三号に掲げる経験年数のうち五年を超え十年までの年数（有用経験年数を除く。）、第二号に該当する者で必要経験年数が五年未

満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に掲げる経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超える年数の五年までの年数（有用経験年数を除く。）並びに同号に該当する者で必要経験年

数が五年以上十年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に掲げる経験年数のうち十年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数（有用経験年数を除く。）のそれぞれの月数については、十

五月）で除して得た数に四（教育委員会が別に定める職員であるときは、教育委員会が別に定める数）を乗じて得た数（一に満たない端数は、切り捨てる。）を加えて得た数を号数とする号給をもつて、その者の初任給と

して受けるべき号給とすることができる。

一〇三（略）

新旧対照表

旧

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

第一条（第十三条（略）

第十四条 次の各号に掲げる経験年数を有する職員については、第十二条の

規定による号給（前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数のうち採用する日の直前の四

月一日の前日（採用する日が四月一日である場合にあっては、その前日）までの経験年数の月数を十八月（第一号及び第三号に掲げる経験年数のうち五年までの年数並びに第二号に該当する者で必要経験年数が五年未満

の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に掲げる経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数並びに第一号から第三号までに掲げる経験年数のうち五年を超える経験年数（第二

号に該当する者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては、同号に掲げる経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超える経験年数）について職員の職務にその

経験が直接役立つと認められる職務であつて埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して教育委員会が相当と認める年

数（以下「有用経験年数」という。）のそれぞれの月数については、十二月。第一号及び第三号に掲げる経験年数のうち五年を超え十年までの年数（有用経験年数を除く。）、第二号に該当する者で必要経験年数が五年未

満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に掲げる経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超える年数の五年までの年数（有用経験年数を除く。）並びに同号に該当する者で必要経

験年数が五年以上十年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に掲げる経験年数のうち十年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数（有用経験年数を除く。）のそれぞれの月数については、十

五月）で除して得た数に四（五十五歳を超える職員（第二十八条第一項各号において「高年齢層職員」という。）であるときは、五十五歳を超えた日の直前の四月一日以後の期間については、一）を乗じて得た数（一に

満たない端数は、切り捨てる。）を加えて得た数を号数とする号給をもつて、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。

一〇三（略）

（傍線の部分は、改正部分）

第十五条（略） 2（略）	（昇給の号給数） 第二十八条 条例第六条第五項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。） に応じて別表第十八に定める昇給号給数表（条例第十二条の二第二項に規 定する教育四級職員（以下「教育四級職員」という。）にあつては、別表 第十九に定める教育四級職員昇給号給数表）に定める号給数とする。 2 職員の昇給区分は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職 員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定 める昇給区分に決定するものとする。この場合において、昇給日前一年 間（当該期間の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに 職員となつた日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。） において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条 の規定による懲戒処分を受けた職員その他教育委員会が定める職員にあ つては、教育委員会の定めるところにより決定するものとする。 一 勤務成績が特に良好である職員 一号該当 二 勤務成績が良好である職員 二号該当 三 前二号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員のいずれに該当す るかに応じ、次に定める昇給区分 イ 勤務成績がやや良好でない職員 三号該当 ロ 勤務成績が良好でない職員 四号該当 3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各 号に定める昇給区分に決定するものとする。 一 教育委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の六分の一に 相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第三号ロに 該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） 三号該当 二 教育委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一 に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 四号該当
改 正 案	2（略） 2 （昇給の号給数） 第二十八条 条例第六条第六項の教育委員会規則で定める基準となる昇 給の号給数（第三項において「基準号給数」という。）は、前条に規定す る勤務成績の証明に基づき、当分の間、次の各号に掲げる職員のいずれに 該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。 一 勤務成績が特に良好である職員 六号給以上（高齢層職員にあつて は、四号給以上） 二 勤務成績が良好である職員 四号給（高齢層職員にあつては、一号給） 三 勤務成績が良好であると認められない職員 二号給以下（高齢層職員 にあつては、一号給以下） 2 教育委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間（当該期間 の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日 から昇給日の前日までの期間）の六分の一に相当する期間の日数を勤務し ていない職員その他教育委員会の定める事由に該当する職員については、 前項第三号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことができる。 3 基準号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数が ら当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務 の級を異にする異動又は第二十一条に規定する異動をした職員にあつて は、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超える こととなる職員の昇給の号給数は、第一項の規定にかかわらず、当該相当 する号給数とする。

第十五条（略） 2（略） 現 行	（昇給の号給数） 第二十八条 条例第六条第六項の教育委員会規則で定める基準となる昇 給の号給数（第三項において「基準号給数」という。）は、前条に規定す る勤務成績の証明に基づき、当分の間、次の各号に掲げる職員のいずれに 該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。 一 勤務成績が特に良好である職員 六号給以上（高齢層職員にあつて は、四号給以上） 二 勤務成績が良好である職員 四号給（高齢層職員にあつては、一号給） 三 勤務成績が良好であると認められない職員 二号給以下（高齢層職員 にあつては、一号給以下） 2 教育委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間（当該期間 の中途において新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日 から昇給日の前日までの期間）の六分の一に相当する期間の日数を勤務し ていない職員その他教育委員会の定める事由に該当する職員については、 前項第三号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことができる。 3 基準号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数が ら当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務 の級を異にする異動又は第二十一条に規定する異動をした職員にあつて は、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超える こととなる職員の昇給の号給数は、第一項の規定にかかわらず、当該相当 する号給数とする。
---------------------------------------	--

改正案	
4	前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に三号該当又は四号該当の昇給区分となる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（一号該当の昇給区分を除く。）に決定することができる。 前三項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占める一号該当の昇給区分に決定する職員の数の割合は、教育委員会が別に定める。 昇給日後に新たに職員となつた者又は同日後に第二十条第二項若しくは第三十七条第一項の規定により号給を決定された者の新たに職員となつた日後の最初の昇給日における昇給の号給数は、教育委員会が別に定める。 第一項及び前項の規定による昇給の号給数が零となる職員は、昇給しない。 8 第一項又は第六項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十一条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第一項及び第六項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。 9 一の昇給日において第二項の規定により一号該当の昇給区分に決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定数、第五項の教育委員会の定める割合等を考慮して教育委員会が別に定める号給数を超えないものとする。
（復職時等における号給の調整）	
第二十九条、第三十五条（略）	
（復職時等における号給の調整）	
第三十六条 休職にされ若しくは地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員若しくは大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する）を受けた職員が復職し、派遣職員若しくは大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する）を受けた職員が復職し、又は休職のため勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つた日以後に	

改正案	
4	前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に三号該当又は四号該当の昇給区分となる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（一号該当の昇給区分を除く。）に決定することができる。 前三項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占める一号該当の昇給区分に決定する職員の数の割合は、教育委員会が別に定める。 昇給日後に新たに職員となつた者又は同日後に第二十条第二項若しくは第三十七条第一項の規定により号給を決定された者の新たに職員となつた日後の最初の昇給日における昇給の号給数は、教育委員会が別に定める。 7 第一項及び前項の規定による昇給の号給数が零となる職員は、昇給しない。 8 第一項又は第六項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十一条に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第一項及び第六項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。 9 一の昇給日において第二項の規定により一号該当の昇給区分に決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定数、第五項の教育委員会の定める割合等を考慮して教育委員会が別に定める号給数を超えないものとする。
（復職時等における号給の調整）	
第二十九条、第三十五条（略）	
（復職時等における号給の調整）	
第三十六条 休職にされ若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第二項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員若しくは大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する）を受けた職員が復職し、又は休職のため勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つた日以後において、休職期間、専従許可の有効期間	

現行	
（新設）	4
（新設）	昇給日後に新たに職員となつた者又は同日後に第二十条第二項若しくは第三十七条第一項の規定により号給を決定された者の新たに職員となつた日後の最初の昇給日における昇給の号給数は、教育委員会が別に定める。
（新設）	5
（新設）	第一項第一号に掲げる職員に該当するものとして決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員の定数等を考慮して教育委員会が別に定める。
第二十九条、第三十五条（略）	
（復職時等における号給の調整）	
第三十六条 休職にされ若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第二項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員若しくは大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する）を受けた職員が復職し、又は休職のため勤務しなかつた職員が再び勤務するに至つた場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至つた日以後において、休職期間、専従許可の有効期間	

改正案

間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を休職期間等調整換算表（別表第十六）により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、復職の日、復職の日若しくは休暇の終了した日の翌日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に教育委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2・3（略）

第三十六条の二（第四十条（略））

別表第一（別表第十七（略））

別表第十八 昇給号給数表（第二十八条関係）

昇給区分	昇給の号給数	一以上	四	二	〇	〇
一号該当	五以上	〇	〇	〇	〇	〇
二号該当	四	〇	〇	〇	〇	〇
三号該当	二	〇	〇	〇	〇	〇
四号該当	〇	〇	〇	〇	〇	〇

備考 この表に定める上段の昇給の号給数は条例第六条第七項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の昇給の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第十九 教育四級職員昇給号給数表（第二十八条関係）

昇給区分	昇給の号給数	六以上	四	〇	〇	〇
一号該当	六以上	〇	〇	〇	〇	〇
二号該当	四	〇	〇	〇	〇	〇
三号該当	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四号該当	〇	〇	〇	〇	〇	〇

備考 この表の適用を受ける職員には、昇給号給数表の備考を準用する。

現行	間、派遣期間、大学院修学休業の期間又は休暇の期間（以下「<u>休職等の期間</u>」という。）を休職期間等調整換算表（別表第十六）により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして昇給の場合に準じ、復職の日、復職の日若しくは休暇の終了した日の翌日（以下「<u>復職等の日</u>」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に教育委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。 2・3（略） 第三十六条の二（第四十条（略）） 別表第一（別表第十七（略）） （新設） （新設）
----	--

規 則

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第二号

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を削る。

第四条第一項中「日割計算」を「その月の現日数から学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「勤務時間条例」という。）第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算」に改める。

第六条第二項を削る。

第八条第一項中「任命権者を異にして異動し、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「その異動し、又は」を「その」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

新	旧
学校職員の給料等の支給に関する規則 第一条（第三条（略）（削る））	学校職員の給料等の支給に関する規則 第一条（第三条（略）） 第三条の二 職員が任命権者を異にして異動した場合においては、発令の前日までの分の給料は、その月の現日数から学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。第十四条第一項において「勤務時間条例」という。）第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）によりその者が従前所属していた任命権者において支給し、発令の当日以降の分の給料は、その者のその月に受ける給料の額からその者が従前所属していた任命権者においてすでに支給された額を差し引いた額を、その者が新たに所属することになった任命権者において支給する。 2 前項の場合において、その者が従前所属していた任命権者は、その異動が給料の支給定日前であるときは、その際給料を支給し、その者が新たに所属することとなつた任命権者は、その異動が給料の支給定日後であるときは、その際給料を支給する。 第四条 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合には、おけるその月の給料は、その月の現日数から学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「勤務時間条例」という。）第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算により支給する。 2 一（略） 第五条（略） （扶養手当及び住居手当の支給）
学校職員の給料等の支給に関する規則 第一条（第三条（略）） 第三条の二 職員が任命権者を異にして異動した場合においては、発令の前日までの分の給料は、その月の現日数から学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。第十四条第一項において「勤務時間条例」という。）第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）によりその者が従前所属していた任命権者において支給し、発令の当日以降の分の給料は、その者のその月に受ける給料の額からその者が従前所属していた任命権者においてすでに支給された額を差し引いた額を、その者が新たに所属することになった任命権者において支給する。 2 前項の場合において、その者が従前所属していた任命権者は、その異動が給料の支給定日前であるときは、その際給料を支給し、その者が新たに所属することとなつた任命権者は、その異動が給料の支給定日後であるときは、その際給料を支給する。 第四条 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合には、おけるその月の給料は、日割計算により支給する。 2 一（略） 第五条（略） （扶養手当及び住居手当の支給）	学校職員の給料等の支給に関する規則 第一条（第三条（略）） 第三条の二 職員が任命権者を異にして異動した場合においては、発令の前日までの分の給料は、その月の現日数から学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。第十四条第一項において「勤務時間条例」という。）第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）によりその者が従前所属していた任命権者において支給し、発令の当日以降の分の給料は、その者のその月に受ける給料の額からその者が従前所属していた任命権者においてすでに支給された額を差し引いた額を、その者が新たに所属することになった任命権者において支給する。 2 前項の場合において、その者が従前所属していた任命権者は、その異動が給料の支給定日前であるときは、その際給料を支給し、その者が新たに所属することとなつた任命権者は、その異動が給料の支給定日後であるときは、その際給料を支給する。 第四条 職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合には、おけるその月の給料は、日割計算により支給する。 2 一（略） 第五条（略） （扶養手当及び住居手当の支給）

改正案	第六条（略） （削る） 第七条（略） 第八条 時間外勤務手当は、その月の分を翌月の給料の支給定日に支給する。ただし、職員が離職し、又は死亡した場合には、<u>その離職し、又は死亡した日までの分をその際支給することができるものとする。</u> 2 （略） 第九条（第十五条（略））
-----	--

規 則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第三号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条第一項中「へき地学校に」を「条例第十条の二第一項に規定するへき地学校に」に、「別表第一の級別区分欄」を「次の表の上欄」に、「次に定める」を「同表の下欄に掲げる」に、
「三級 百分の十六
二級 百分の十二
一級 百分の八」を
「

級別区分	支給割合
三級	百分の十六
二級	百分の十二
一級	百分の八

」に改める。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

へき地手当等に関する規則

新

第一条 (略)

第一条 削除

(へき地手当の月額)

第三条 条例第十条の二第一項に規定するへき地学校に勤務する学校職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げるへき地学校の級別区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

級別区分	支給割合	三級	百分の十六	二級	百分の十二	一級	百分の八
------	------	----	-------	----	-------	----	------

2 (略)

第四条、第七条 (略)

(削る)

へき地手当等に関する規則	旧						
第一条 (略)	第一条 条例第十条の二第一項に規定するへき地学校及びその級別区分は、別表のとおりとする。						
	(へき地手当の月額)						
第二条 へき地学校に勤務する学校職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、別表第一の級別区分欄に掲げるへき地学校の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額とする。	三級 百分の十六 二級 百分の十二 一級 百分の八						
2 (略)	第四条、第七条 (略)						
	別表 (第二条関係)						
	<table><tr><td>所在地</td><td>秩父市吉田太田部六・四の二</td></tr><tr><td>学校名</td><td>秩父市立吉田小学校太田部分校</td></tr><tr><td>級別区分</td><td>三級</td></tr></table>	所在地	秩父市吉田太田部六・四の二	学校名	秩父市立吉田小学校太田部分校	級別区分	三級
所在地	秩父市吉田太田部六・四の二						
学校名	秩父市立吉田小学校太田部分校						
級別区分	三級						

(傍線の部分は、改正部分)

規 則

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉県教育委員会規則第四号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年埼玉県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

新		旧	
学校職員の単身赴任手当に関する規則		学校職員の単身赴任手当に関する規則	
第一条～第十一条（略）		第一条～第十一条（略）	
（支給の方法）		（支給の方法）	
第十二条（略）		第十二条（略）	
（削る）			
第十三条（略）		第十三条（略）	

教 職 第 1 5 7 7 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係課所館長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

**学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について
の一部改正について（通知）**

「学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」（平成 1 3 年 3 月 2 6 日付け教職第 7 1 1 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用することとしたので、通知します。

記

「学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」（平成 1 3 年 3 月 2 6 日付け教職第 7 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校」に、「（旧水産大学校）」を「（旧独立行政法人水産大学校及び旧水産大学校）」に改める。

「学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正に関する新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

新			旧		
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について			学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について		
別表 学歴免許等資格区分表			別表 学歴免許等資格区分表		
学歴免許等の資格区分		学 歴 免 許 等 の 資 格	学歴免許等の資格区分		学 歴 免 許 等 の 資 格
基準学歴区分	学歴区分		基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	1～4 (略)		1 大学卒	1～4 (略)	
	5 大学専攻科卒	(1) <u>国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校</u> (旧独立行政法人水産大学校及び旧水産大学校)を含む。以下同じ。)専攻科(「大学四卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業 (2) (略)		5 大学専攻科卒	(1) <u>独立行政法人水産大学校</u> (旧水産大学校)を含む。以下同じ。)専攻科(「大学四卒」を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。)の卒業 (2) (略)
	6 大学4卒	(1)～(5) (略) (6) <u>国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校</u> (「高校3卒」を入学資格とする4年制のものに限る。)の卒業 (7)～(19) (略)		6 大学4卒	(1)～(5) (略) (6) <u>独立行政法人水産大学校</u> (「高校3卒」を入学資格とする4年制のものに限る。)の卒業 (7)～(19) (略)
2～4 (略)			2～4 (略)		
備考 (略)			備考 (略)		

教 職 第 1 5 7 8 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

各市町村教育委員会教育長
各 市 町 村 立 学 校 長
各 県 立 学 校 長
関 係 課 所 館 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

学校職員の復職等に伴う号給の調整等についての一部改正について（通知）

「学校職員の復職等に伴う号給の調整等について」（平成 7 年 3 月 3 1 日付け教職第 5 4 4 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用することとしたので、通知します。

記

第 3 項（1）ア中「様式第 1 号（さいたま市立学校長にあつては様式第 2 号）」を「別記様式」に改め、「（さいたま市を除く。以下この号において同じ。）」及び「、さいたま市立学校長にあつては、さいたま市教育委員会教育長に」を削り、同項（2）中「さいたま市教育委員会教育長又は」を削る。

第 4 項を次のように改める。

4 調整の決定通知

復職等の日及び復職等の日後における最初の昇給日において上位の号給に決定された場合は、調整に係る発令事項（以下「発令事項」という。）を人事異動通知書により職員本人へ通知する。また、市町村教育委員会教育長、市町村立学校長及び県立学校長には、以下により行う方法をもって発令事項を通知したものとみなす。

(1) 市町村立学校職員の復職等の場合

市町村教育委員会教育長には発令事項の教職員人事給与情報システム（県立学校人事課長が所管するものに限る。）への登録をもって、また、市町村立学校長には人事異動通知書の配布をもって行う。

(2) 県立学校職員の復職等の場合

県立学校長には、復職の場合は人事異動通知書の配布をもって、職務復帰の場合は人事異動通知書の総務事務システム（総務事務センター所長が所管するものに限る。）での配信をもって行う。

様式第 1 号を別記様式とし、様式第 2 号を削る。

新	旧
学校職員の復職等に伴う号給の調整等について	学校職員の復職等に伴う号給の調整等について
1・2 (略)	1・2 (略)
3 内申等	3 内申等
(1) 復職の場合	(1) 復職の場合
ア 所属長は、休職中の職員が復帰する場合、 <u>別記様式</u> による調書（以下「調書」という。）を作成し、復職に関する具申書とともに、市町村立学校長にあっては、所轄の市町村教育委員会教育長に、県立学校長にあっては、埼玉県教育委員会教育長に提出すること。	ア 所属長は、休職中の職員が復帰する場合、 <u>様式第1号（さいたま市立学校長にあっては様式第2号）</u> による調書（以下「調書」という。）を作成し、復職に関する具申書とともに、市町村（さいたま市を除く。以下この号において同じ。）立学校長にあっては、所轄の市町村教育委員会教育長に、 <u>さいたま市立学校長にあっては、さいたま市教育委員会教育長に、</u> 県立学校長にあっては、埼玉県教育委員会教育長に提出すること。
イ (略)	イ (略)
(2) 職務復帰の場合	(2) 職務復帰の場合
育児休業中、派遣中、大学院修学休業中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中又は全日にわたり30日以上連続する介護休暇中の職員が職務に復帰する場合は、調書を原則として職務に復帰する日の属する月の前月の10日までに前記(1)の場合に準じて埼玉県教育委員会教育長に提出すること。	育児休業中、派遣中、大学院修学休業中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中又は全日にわたり30日以上連続する介護休暇中の職員が職務に復帰する場合は、調書を原則として職務に復帰する日の属する月の前月の10日までに前記(1)の場合に準じて <u>さいたま市教育委員会教育長又は埼玉県教育委員会教育長に提出すること。</u>
4 調整の決定通知	4 調整の決定通知等
<u>復職等の日及び復職等の日後における最初の昇給日において上位の号給に決定された場合は、調整に係る発令事項（以下「発令事項」という。）を人事異動通知書により職員本人へ通知する。また、市町村教育委員会教育長、市町村立学校長及び県立学校長には、以下により行う方法をもって発令事項を通知したものとみなす。</u>	<u>(1) 復職等の日及び復職等の日後における最初の昇給日において上位の号給に決定された場合は、調整に係る発令事項（以下「発令事項」という。）を人事異動通知書により職員本人へ通知する。また、市町村（さいたま市を除く。）教育委員会教育長、市町村立学校長及び県立学校長には、以下により行う方法をもって発令事項を通知したものとみなす。</u>
(1) 市町村立学校職員の復職等の場合	ア 市町村立学校職員の復職等の場合
市町村教育委員会教育長には発令事項の教職員人事給与情報システム（県立学校人事課長が所管するものに限る。）への登録をもって、また、市町村立学校長には人事異動通知書の配布をもって行う。	市町村（さいたま市を除く。）教育委員会教育長には発令事項の教職員人事給与情報システム（県立学校人事課長が所管するものに限る。）への登録をもって、また、市町村立学校長には人事異動通知書の配布をもって行う。
(2) 県立学校職員の復職等の場合	イ 県立学校職員の復職等の場合
県立学校長には、復職の場合は人事異動通知書の配布をもって、職務復帰の場合は人事異動通知書の総務事務システム（総務事務センタ	

新	旧
<u>一所長が所管するものに限る。)での配信をもって行う。</u>	県立学校長には、復職の場合は人事異動通知書の配布をもって、 <u>職務復帰の場合は人事異動通知書の総務事務システム（総務事務セ ンター所長が所管するものに限る。）での配信をもって行う。</u> (2) <u>様式は、当分の間、従前のものによることができる。この場合にお いて、該当欄が設けられていない事項については、適宜の方法により 記入するものとする。</u>

新

教育 事務 所等	受 付 印		号 平成 年 月 日									
埼玉県教育委員会教育長 様												
教育委員会教育長 印												
学校長 印												
復職等に伴う給料調整について(内申・具申)												
下記のとおり、内申・具申します。												
記												
復 職 等 に 伴 う 給 料 等 調 書												
所属所・コード(ゴム印)		氏名・職員番号(ゴム印)		職名		年齢		調整の種別		休職等発令年月日		
										復職等予定年月日		
復職時等の前日の給料				(前回休職等種別・発令年月日)		(直近昇給時の給料)						
級 号 給		発 令				級 号 給		発 令				
日数の合計						換算率		換算月数				
休職等の日数(今回復職等に係る休職等期間のみ)						月 日				月 日		
病休承認日数(週休日・休日等を含む全期間)						月 日				月 日		
勤務日数等(病休・介休以外の休暇を含む)						月 日				月 日		
その他の日数(他の日数に該当しない期間)						月 日				月 日		
								換算月数 合 計		月 日		
年度		年度		年度		年度		年度		年度		
(合 算)		(合 算)		(合 算)		(合 算)		(合 算)		(合 算)		
月 日		月 日		月 日		月 日		月 日		月 日		
標準	調整	標準	調整	標準	調整	標準	調整	標準	調整	標準	調整	
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	
								調整合計		決定表級号給		
								号		級 号給		

旧

教育 事務 所等	受 付 印		様式第1号 号 平成 年 月 日									
埼玉県教育委員会教育長 様												
教育委員会教育長 印												
学校長 印												
復職等に伴う給料調整について(内申・具申)												
下記のとおり、内申・具申します。												
記												
復 職 等 に 伴 う 給 料 等 調 書												
所属所・コード(ゴム印)		氏名・職員番号(ゴム印)		職名		年齢		調整の種別		休職等発令年月日		
										復職等予定年月日		
復職時等の前日の給料				(前回休職等種別・発令年月日)		(直近昇給時の給料)						
級 号 給		発 令				級 号 給		発 令				
日数の合計						換算率		換算月数				
休職等の日数(今回復職等に係る休職等期間のみ)						月 日				月 日		
病休承認日数(週休日・休日等を含む全期間)						月 日				月 日		
勤務日数等(病休・介休以外の休暇を含む)						月 日				月 日		
その他の日数(他の日数に該当しない期間)						月 日				月 日		
								換算月数 合 計		月 日		
年度		年度		年度		年度		年度		年度		
(合 算)		(合 算)		(合 算)		(合 算)		(合 算)		(合 算)		
月 日		月 日		月 日		月 日		月 日		月 日		
標準	調整	標準	調整	標準	調整	標準	調整	標準	調整	標準	調整	
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	
								調整合計		決定表級号給		
								号		級 号給		

新	旧																																																																																										
(削る。)	教職員課 受付印 議式第2号 号 平成 年 月 日 さいたま市教育委員会教育長 様 学校長 印 復職等に伴う給料調整について(具申) 下記のとおり具申します。 記 復 職 等 に 伴 う 給 料 等 調 書 <table><tr><td>所属所・コード(ゴム印)</td><td>氏名・職員番号(ゴム印)</td><td>職名</td><td>年齢</td><td>調整の種別</td><td>休職等発令年月日</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>復職等予定年月日</td></tr><tr><td colspan="2">復職時等の前日の給料</td><td colspan="2">前回休職等種別・発令年月日</td><td colspan="2">直近昇給時の給料</td></tr><tr><td>級</td><td>号</td><td>給</td><td>号</td><td>給</td><td>給</td></tr><tr><td colspan="4">日数の合計</td><td>換算率</td><td>換算月数</td></tr><tr><td colspan="2">休職等の日数(今回復職等に係る休職等期間のみ)</td><td colspan="2">月 日</td><td></td><td>月 日</td></tr><tr><td colspan="2">病休承認日数(週休日・休日等を含む全期間)</td><td colspan="2">月 日</td><td></td><td>月 日</td></tr><tr><td colspan="2">勤務日数等(病休・介休以外の休暇を含む)</td><td colspan="2">月 日</td><td></td><td>月 日</td></tr><tr><td colspan="2">その他の日数(他の日数に該当しない期間)</td><td colspan="2">月 日</td><td></td><td>月 日</td></tr><tr><td colspan="4"></td><td>換算月数 合 計</td><td>月 日</td></tr><tr><td>年度</td><td>年度</td><td>年度</td><td>年度</td><td>年度</td><td>年度</td></tr><tr><td>(合 算)</td><td>(合 算)</td><td>(合 算)</td><td>(合 算)</td><td>(合 算)</td><td>(合 算)</td></tr><tr><td>月 日</td><td>月 日</td><td>月 日</td><td>月 日</td><td>月 日</td><td>月 日</td></tr><tr><td>標準</td><td>調整</td><td>標準</td><td>調整</td><td>標準</td><td>調整</td></tr><tr><td>号</td><td>号</td><td>号</td><td>号</td><td>号</td><td>号</td></tr></table> 調整合計 決定表級号給 号 級 号給	所属所・コード(ゴム印)	氏名・職員番号(ゴム印)	職名	年齢	調整の種別	休職等発令年月日						復職等予定年月日	復職時等の前日の給料		前回休職等種別・発令年月日		直近昇給時の給料		級	号	給	号	給	給	日数の合計				換算率	換算月数	休職等の日数(今回復職等に係る休職等期間のみ)		月 日			月 日	病休承認日数(週休日・休日等を含む全期間)		月 日			月 日	勤務日数等(病休・介休以外の休暇を含む)		月 日			月 日	その他の日数(他の日数に該当しない期間)		月 日			月 日					換算月数 合 計	月 日	年度	年度	年度	年度	年度	年度	(合 算)	(合 算)	(合 算)	(合 算)	(合 算)	(合 算)	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	標準	調整	標準	調整	標準	調整	号	号	号	号	号	号
所属所・コード(ゴム印)	氏名・職員番号(ゴム印)	職名	年齢	調整の種別	休職等発令年月日																																																																																						
					復職等予定年月日																																																																																						
復職時等の前日の給料		前回休職等種別・発令年月日		直近昇給時の給料																																																																																							
級	号	給	号	給	給																																																																																						
日数の合計				換算率	換算月数																																																																																						
休職等の日数(今回復職等に係る休職等期間のみ)		月 日			月 日																																																																																						
病休承認日数(週休日・休日等を含む全期間)		月 日			月 日																																																																																						
勤務日数等(病休・介休以外の休暇を含む)		月 日			月 日																																																																																						
その他の日数(他の日数に該当しない期間)		月 日			月 日																																																																																						
				換算月数 合 計	月 日																																																																																						
年度	年度	年度	年度	年度	年度																																																																																						
(合 算)	(合 算)	(合 算)	(合 算)	(合 算)	(合 算)																																																																																						
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日																																																																																						
標準	調整	標準	調整	標準	調整																																																																																						
号	号	号	号	号	号																																																																																						

教 職 第 1 5 7 9 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 市 町 村 立 学 校 長 } 様
各 教 育 事 務 所 長 }

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

**特別支援学級担当及び解任に係る給料の調整額支給調書等についての一
部改正について（通知）**

「特別支援学級担当及び解任に係る給料の調整額支給調書等について」（平成
8 年 2 月 2 6 日付け教職第 5 2 8 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 2 9 年
4 月 1 日から適用することとしたので、通知します。

記

第 1 項（2）カ中「又はさいたま市教育委員会学校教育部教職員課」を削り、
同項（3）ア中「（さいたま市立学校長にあっては、さいたま市教育委員会学校
教育部教職員課長。イにおいて同じ。）」を削る。

様式中「(さいたま市立小中学校にあってはさいたま市教職委員会学校教育部教
職員課長)」を削る。

「特別支援学級担当及び解任に係る給料の調整額支給調書等について」の一部改正に関する新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

新	旧
学校職員の復職等に伴う号給の調整等について 記 1 支給調書の作成等について (略) (1) (略) (2) 記入方法 ア～オ (略) カ 「※判定」欄には、教育事務所において支給の可否を記入すること。 (3) 支給調書の提出期日及び提出先等 ア 校長は、事実の生じた日（特別支援学級を担当することを命じた日又はその職務命令を年度途中で解いた日をいう。）後 15 日以内に所轄の教育事務所へ支給調書を 2 部提出するものとする。 イ (略) 2 (略)	学校職員の復職等に伴う号給の調整等について 記 1 支給調書の作成等について (略) (1) (略) (2) 記入方法 ア～オ (略) カ 「※判定」欄には、教育事務所 又はさいたま市教育委員会学校教育 部教職員課 において支給の可否を記入すること。 (3) 支給調書の提出期日及び提出先等 ア 校長は、事実の生じた日（特別支援学級を担当することを命じた日又はその職務命令を年度途中で解いた日をいう。）後 15 日以内に所轄の教育事務所 <u>（さいたま市立学校にあっては、さいたま市教育委員会学校教育部教職員課長。イにおいて同じ。）</u> へ支給調書を 2 部提出するものとする。 イ (略) 2 (略)

新

様式

平成 年 月 日

様

校長



本校における特別支援学級の担当（解任）を、下記の者に命じたのでお届けします。

記

特別支援学級担当（解任）に係る給料の調整額支給調書

氏 名 職 員 番 号	職 名	特別支援学級 担当 年 月 日から 年 月 日まで (解任 年 月 日)	週 担 当 時 数			特学 別級 文担 援任	備 考	※ 判 定
			特別支 援学級 時数	その他 時数	計 時数			
		担当 年 月 日から 年 月 日まで (解任 年 月 日)						
		担当 年 月 日から 年 月 日まで (解任 年 月 日)						
		担当 年 月 日から 年 月 日まで (解任 年 月 日)						
		担当 年 月 日から 年 月 日まで (解任 年 月 日)						
		担当 年 月 日から 年 月 日まで (解任 年 月 日)						
		担当 年 月 日から 年 月 日まで (解任 年 月 日)						

備考 事実の生じた日後15日以内に教育事務所へ提出のこと。

旧

様式

平成 年 月 日

様

校長



本校における特別支援学級の担当（解任）を、下記の者に命じたのでお届けします。

記

特別支援学級担当（解任）に係る給料の調整額支給調書

氏 名 職 員 番 号	職 名	特別支援学級 担当 年 月 日から 年 月 日まで (解任 年 月 日)	週 担 当 時 数			特学 別級 文担 援任	備 考	※ 判 定
			特別支 援学級 時数	その他 時数	計 時数			
		担当 年 月 日から 年 月 日まで (解任 年 月 日)						
		担当 年 月 日から 年 月 日まで (解任 年 月 日)						
		担当 年 月 日から 年 月 日まで (解任 年 月 日)						
		担当 年 月 日から 年 月 日まで (解任 年 月 日)						
		担当 年 月 日から 年 月 日まで (解任 年 月 日)						
		担当 年 月 日から 年 月 日まで (解任 年 月 日)						

備考 事実の生じた日後15日以内に教育事務所（さいたま市立小中学校にあってはさいたま市教育委員会学校教育部教職員課長）へ提出のこと。

教 職 第 1 5 8 1 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各 県 立 学 校 長
各 課 所 館 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

「扶養手当認定事務の取扱いについて」の一部改正について（通知）

「扶養手当認定事務の取扱いについて」（昭和 6 1 年 6 月 2 5 日付け教高第 5 3 4 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用することとしたので、通知します。

記

別記第 1 扶養親族（5）中「第 5 号」を「第 6 号」に改め（5）を（6）とし、（4）を（5）とし、（3）を（4）とし、（2）中「「満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子及び孫」のうち「子」」を「「満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子」」に改め、「をいい、「孫」とは、実子の実子若しくは養子又は養子の実子若しくは養子」を削り、（2）の次に次のように加える。

（3）「満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫」とは、実子の実子若しくは養子又は養子の実子若しくは養子をいう。

別記第 3 認定第 2 項中「（さいたま市を除く。）」を削り、同第 3 項を削る。

別記第 4 認定基準第 5 項を次のように改める。

5 職員が他の職員と生計を共にしている場合で、当該職員間に複数の共通の扶養親族がいるときは、当該扶養親族を分割して認定する際にも、当該扶養親族に対する扶養手当の月額、扶養親族 1 人につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該扶養親族が条例第 8 条第 4 項に規定する特定期間にある子である場合は、当該額に同項に規定する額を加算した額）とする。

（1）共通の扶養親族が 2 人以上いる場合で、職員及び他の職員がいずれも配偶者のない職員であるとき、又はそのいずれか一方が配偶者のない職員であるとき 次に掲げる扶養親族の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 扶養親族としての子 8, 0 0 0 円（そのうちの 1 人については 1 0, 0 0 0 円）

- イ 扶養親族としての父母等 6, 5 0 0 円（扶養親族としての子がない場合にあつては、そのうちの1人については9, 0 0 0 円）
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 扶養親族としての子については8, 0 0 0 円、扶養親族としての父母等については6, 5 0 0 円

新	旧
扶養手当認定事務の取扱いについて	扶養手当認定事務の取扱いについて
別記	別記
第1 扶養親族	第1 扶養親族
職員の給与に関する条例(昭和27年埼玉県条例第19号。以下「条例」という。)第8条第2項各号は、次により取扱うものとする。	職員の給与に関する条例(昭和27年埼玉県条例第19号。以下「条例」という。)第8条第2項各号は、次により取扱うものとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」</u> とは、実子(嫡出でない場合は認知した子に限る。)又は養子をいう。 「養子」とは、民法に従い養子縁組をしたものをいう。	(2) <u>「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫のうち「子」とは、実子(嫡出でない場合は認知した子に限る。)又は養子をいい、「孫」とは、実子の実子若しくは養子又は養子の実子若しくは養子をいう。「養子」とは、民法に従い養子縁組をしたものをいう。</u>
(3) <u>「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫」</u> とは、実子の実子若しくは養子又は養子の実子若しくは養子をいう。	(新設)
(4) 「満60歳以上の父母及び祖父母」のうち「父母」とは、実父母又は養父母をいい、「祖父母」とは、実父母の実父母若しくは養父母又は養父母の実父母若しくは養父母をいう。「養父母」とは、民法に従い養子縁組をしたものをいう。	(3) 「満60歳以上の父母及び祖父母」のうち「父母」とは、実父母又は養父母をいい、「祖父母」とは、実父母の実父母若しくは養父母又は養父母の実父母若しくは養父母をいう。「養父母」とは、民法に従い養子縁組をしたものをいう。
(5) 「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹」とは、血族である弟妹または、養父若しくは養母の実子若しくは養子をいう。	(4) 「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある 弟妹」とは、血族である弟妹または、養父若しくは養母の実子若しくは養子をいう。
(6) 条例第8条第2項第6号に掲げる者は、疾病又は負傷により、その回復がほとんど期待できない程度の労働能力の喪失又は機能障害をきたし、一般に終身労務に服することができない程度のものをいう。	(5) 条例第8条第2項第5号に掲げる者は、疾病又は負傷により、その回復がほとんど期待できない程度の労働能力の喪失又は機能障害をきたし、一般に終身労務に服することができない程度のものをいう。
第2 (略)	第2 (略)
第3 認定	第3 認定
1 (略)	1 (略)
2 市町村立学校職員に係る認定は、埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成18年埼玉県教育委員会規則第32号)に基づき、当該職員の所属校を管轄する市町村教育委員会(その委任を受けた者を含	2 市町村(さいたま市を除く。)立学校職員に係る認定は、埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成18年埼玉県教育委員会規則第32号)に基づき、当該職員の所属校を管轄する市町村教育委員会(そ

新	旧
む。)が行う。 (削る。) 第4 認定基準 1～4 (略) 5 <u>職員が他の職員と生計を共にしている場合で、当該職員間に複数の共通の扶養親族がいるときは、当該扶養親族を分割して認定する際にも、当該扶養親族に対する扶養手当の月額、扶養親族1人につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(当該扶養親族が条例第8条第4項に規定する特定期間にある子である場合は、当該額に同項に規定する額を加算した額)とする。</u> (1) <u>共通の扶養親族が2人以上いる場合で、職員及び他の職員がいずれも配偶者のない職員であるとき、又はそのいずれか一方が配偶者のない職員であるとき 次に掲げる扶養親族の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> ア <u>扶養親族としての子 8,000円(そのうちの1人については10,000円)</u> イ <u>扶養親族としての父母等 6,500円(扶養親族としての子がない場合にあつては、そのうちの1人については9,000円)</u> (2) <u>その他の場合 扶養親族としての子については8,000円、扶養親族としての父母等については6,500円</u> 6 (略) 第6・第7 (略) 別表 (略)	の委任を受けた者を含む。)が行う。 <u>3 <u>さいたま市立学校職員に係る認定は、さいたま市教育委員会(その委任を受けた者を含む。)が行う。</u></u> 第4 認定基準 1～4 (略) 5 <u>職員が他の職員と生計を共にしている場合で、当該職員間に複数の共通の扶養親族がいるときは、当該扶養親族を分割して認定する際にも、当該扶養親族に対する扶養手当の月額、次に定める額(当該扶養親族が条例第8条第4項に規定する特定期間にある子である場合は、当該額に同項に規定する額を加算した額)とする。</u> (1) <u>共通の扶養親族が2人以上いる場合で、職員及び他の職員がいずれも配偶者のない職員であるとき、又はそのいずれか一方が配偶者のない職員であるときは、そのうちの1人については、11,000円</u> (2) <u>その他の場合は、6,500円</u> 6 (略) 第6・第7 (略) 別表 (略)

教 職 第 1 5 8 2 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各 県 立 学 校 長
関 係 課 所 館 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

**「新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて」の一部改正
について（通知）**

「新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて」（平成 1 6 年 3 月 3 1 日付け教職第 3 1 2 0 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用することとしたので、通知します。

記

第 3 項（1）中「（さいたま市立学校にあつては別紙 1—2。）」、「（さいたま市立学校にあつてはさいたま市教育委員会学校教育部教職員課長。以下同じ。）」を削る。

第 5 項（4）中「（さいたま市立学校職員にあつては別紙 3—2。）」を削る。
別紙 1—2 を削る。

別紙 3 中「（3）」を「（4）」に改める。

別紙 3—2 を削る。

新	旧
新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて 記	新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて 記
1・2 (略)	1・2 (略)
3 認定手続	3 認定手続
(1) 教職員課長への事前協議 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等の通勤手当の認定の可否を決定する場合は、当分の間、別紙1「通勤手当協議書」により教職員課長に事前協議を行うこと。(鉄道、バス等のダイヤ改正が行われた場合等も同様とする。) 協議の結果、新幹線鉄道等の利用を認定された者については、当該協議書を通勤届(通勤届に記載する所要事項を学校職員の通勤手当に関する規則(昭和33年埼玉県教育委員会規則第5号)第3条第3項又は通勤手当に関する規則(昭和33年埼玉県人事委員会規則7-24)第三条第三項の総務事務システムに記録しているときは、当該記録(以下「総務事務システムの記録」という。)を含む。)とともに保管すること。 ただし、「1 認定要件」(1)ただし書に該当する場合は、教職員課長への事前協議を要しないものとする。	(1) 教職員課長への事前協議 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等の通勤手当の認定の可否を決定する場合は、当分の間、別紙1 <u>(さいたま市立学校にあっては別紙1-2。)</u> 「通勤手当協議書」により教職員課長 <u>(さいたま市立学校にあってはさいたま市教育委員会学校教育部教職員課長。以下同じ。)</u> に事前協議を行うこと。(鉄道、バス等のダイヤ改正が行われた場合等も同様とする。) 協議の結果、新幹線鉄道等の利用を認定された者については、当該協議書を通勤届(通勤届に記載する所要事項を学校職員の通勤手当に関する規則(昭和33年埼玉県教育委員会規則第5号)第3条第3項又は通勤手当に関する規則(昭和33年埼玉県人事委員会規則7-24)第3条第3項の総務事務システムに記録しているときは、当該記録(以下「総務事務システムの記録」という。)を含む。)とともに保管すること。 ただし、「1 認定要件」(1)ただし書に該当する場合は、教職員課長への事前協議を要しないものとする。
(2) (略)	(2) (略)
4 (略)	4 (略)
5 事後の確認	5 事後の確認
通勤手当上、新幹線鉄道等の利用を認定された者については、少なくとも3か月に1度以上、交通機関等の区分に応じて次によりその利用状況を確認し、別紙2「新幹線鉄道等利用確認書」に記載して、通勤届(総務事務システムの記録を含む。)とともに保管すること。 (1)~(3) (略)	通勤手当上、新幹線鉄道等の利用を認定された者については、少なくとも3か月に1度以上、交通機関等の区分に応じて次によりその利用状況を確認し、別紙2「新幹線鉄道等利用確認書」に記載して、通勤届(総務事務システムの記録を含む。)とともに保管すること。 (1)~(3) (略)
(4) 回数券が発売されていない又は利用できない列車 別紙3「新幹線鉄道等利用申出書」による利用者本人の申し出	(4) 回数券が発売されていない又は利用できない列車 別紙3 <u>(さいたま市立学校職員にあっては別紙3-2。)</u> 「新幹線

新	旧																																																																																																																		
(5) (略) 別紙1 (略) (削る。)	鉄道等利用申出書」による利用者本人の申し出 (5) (略) 別紙1 (略) 別紙1-2 (表面) 通勤手当協議書 平成 年 月 日提出 1 対象職員 <table><tr><td>勤務学校名</td><td colspan="3"></td><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>職 名</td><td></td><td>氏 名</td><td colspan="2"></td><td>職員番号</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>住 所</td><td colspan="7"></td></tr></table> 2 通勤経路 (記入上の注意) ・統一的に判定するため、原則として徒歩の速度については分速80メートルとし、自転車については分速150メートルとして発着時刻を記入すること。(1分未満の端数は切り上げる。) ・列車の発着時刻については、正規の勤務時間の開始及び終了に合わせた時刻を時刻表等で確認の上記載すること。(臨時列車等で常例として利用できない列車については記載しないこと。) また、時刻表等で確認できないバス等の発着時刻については、バス会社等に問い合わせる記載すること。なお、その場合には前後数本の発着時刻が判る資料(メモ書きでも可)を添付すること。 ① 新幹線等・高速自動車国道等を利用する経路(往路) <table><thead><tr><th>通勤方法の別</th><th>区 間</th><th>距 離</th><th>発 着 時 刻</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>から(経由) まで</td><td> km</td><td> 時 分 秒</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>から(経由) まで</td><td> km</td><td> 時 分 秒</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>から(経由) まで</td><td> km</td><td> 時 分 秒</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>から(経由) まで</td><td> km</td><td> 時 分 秒</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>から(経由) まで</td><td> km</td><td> 時 分 秒</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>から(経由) まで</td><td> km</td><td> 時 分 秒</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">総通勤距離</td><td> km</td><td colspan="2">総通勤時間(住居から学校までの乗り継ぎを含む総時間)</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td> km</td><td colspan="2">時間 分</td></tr></tbody></table> ② 新幹線等・高速自動車国道等を利用しない経路(往路) <table><thead><tr><th>通勤方法の別</th><th>区 間</th><th>距 離</th><th>発 着 時 刻</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>から(経由) まで</td><td> km</td><td> 時 分 秒</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>から(経由) まで</td><td> km</td><td> 時 分 秒</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>から(経由) まで</td><td> km</td><td> 時 分 秒</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>から(経由) まで</td><td> km</td><td> 時 分 秒</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>から(経由) まで</td><td> km</td><td> 時 分 秒</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>から(経由) まで</td><td> km</td><td> 時 分 秒</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">総通勤距離</td><td> km</td><td colspan="2">総通勤時間(住居から学校までの乗り継ぎを含む総時間)</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td> km</td><td colspan="2">時間 分</td></tr></tbody></table>	勤務学校名				所在地				職 名		氏 名			職員番号			住 所								通勤方法の別	区 間	距 離	発 着 時 刻	備考	1	から(経由) まで	km	時 分 秒		2	から(経由) まで	km	時 分 秒		3	から(経由) まで	km	時 分 秒		4	から(経由) まで	km	時 分 秒		5	から(経由) まで	km	時 分 秒		6	から(経由) まで	km	時 分 秒		総通勤距離		km	総通勤時間(住居から学校までの乗り継ぎを含む総時間)				km	時間 分		通勤方法の別	区 間	距 離	発 着 時 刻	備考	1	から(経由) まで	km	時 分 秒		2	から(経由) まで	km	時 分 秒		3	から(経由) まで	km	時 分 秒		4	から(経由) まで	km	時 分 秒		5	から(経由) まで	km	時 分 秒		6	から(経由) まで	km	時 分 秒		総通勤距離		km	総通勤時間(住居から学校までの乗り継ぎを含む総時間)				km	時間 分	
勤務学校名				所在地																																																																																																															
職 名		氏 名			職員番号																																																																																																														
住 所																																																																																																																			
通勤方法の別	区 間	距 離	発 着 時 刻	備考																																																																																																															
1	から(経由) まで	km	時 分 秒																																																																																																																
2	から(経由) まで	km	時 分 秒																																																																																																																
3	から(経由) まで	km	時 分 秒																																																																																																																
4	から(経由) まで	km	時 分 秒																																																																																																																
5	から(経由) まで	km	時 分 秒																																																																																																																
6	から(経由) まで	km	時 分 秒																																																																																																																
総通勤距離		km	総通勤時間(住居から学校までの乗り継ぎを含む総時間)																																																																																																																
		km	時間 分																																																																																																																
通勤方法の別	区 間	距 離	発 着 時 刻	備考																																																																																																															
1	から(経由) まで	km	時 分 秒																																																																																																																
2	から(経由) まで	km	時 分 秒																																																																																																																
3	から(経由) まで	km	時 分 秒																																																																																																																
4	から(経由) まで	km	時 分 秒																																																																																																																
5	から(経由) まで	km	時 分 秒																																																																																																																
6	から(経由) まで	km	時 分 秒																																																																																																																
総通勤距離		km	総通勤時間(住居から学校までの乗り継ぎを含む総時間)																																																																																																																
		km	時間 分																																																																																																																

新	旧																																																																																										
	別紙1-2（裏面） ③ 新幹線等・高速自動車国道等を利用する経路（復路） <table><tr><th>通勤方法の別</th><th>区間</th><th>距離</th><th>発着時刻</th><th>備考</th></tr><tr><td>1</td><td>から（経由）まで</td><td>— km</td><td>： ー ー</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>から（経由）まで</td><td>— km</td><td>： ー ー</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>から（経由）まで</td><td>— km</td><td>： ー ー</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>から（経由）まで</td><td>— km</td><td>： ー ー</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>から（経由）まで</td><td>— km</td><td>： ー ー</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>から（経由）まで</td><td>— km</td><td>： ー ー</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">総通勤距離</td><td colspan="3">総通勤時間（学校から住居までの乗り継ぎを含む総時間）</td></tr><tr><td colspan="2">— km</td><td colspan="3">時間 分</td></tr></table> ④ 新幹線等・高速自動車国道等を利用しない経路（復路） <table><tr><th>通勤方法の別</th><th>区間</th><th>距離</th><th>発着時刻</th><th>備考</th></tr><tr><td>1</td><td>から（経由）まで</td><td>— km</td><td>： ー ー</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>から（経由）まで</td><td>— km</td><td>： ー ー</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>から（経由）まで</td><td>— km</td><td>： ー ー</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>から（経由）まで</td><td>— km</td><td>： ー ー</td><td></td></tr><tr><td>5</td><td>から（経由）まで</td><td>— km</td><td>： ー ー</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td>から（経由）まで</td><td>— km</td><td>： ー ー</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">総通勤距離</td><td colspan="3">総通勤時間（学校から住居までの乗り継ぎを含む総時間）</td></tr><tr><td colspan="2">— km</td><td colspan="3">時間 分</td></tr></table> ***** 【教職員記入欄】 通勤手当協議回答書 平成 年 月 日 様 学校教育部教職員課長 この協議に係る新幹線鉄道等の利用認定の可否について、下記のとおり回答します。 記 〔往路 可 ・ 否 〕 〔復路 可 ・ 否 〕 なお、この回答書に基づき新幹線鉄道等の利用を認定された者については、認定後の通勤届の写しを1部教職員課長に提出してください。	通勤方法の別	区間	距離	発着時刻	備考	1	から（経由）まで	— km	： ー ー		2	から（経由）まで	— km	： ー ー		3	から（経由）まで	— km	： ー ー		4	から（経由）まで	— km	： ー ー		5	から（経由）まで	— km	： ー ー		6	から（経由）まで	— km	： ー ー		総通勤距離		総通勤時間（学校から住居までの乗り継ぎを含む総時間）			— km		時間 分			通勤方法の別	区間	距離	発着時刻	備考	1	から（経由）まで	— km	： ー ー		2	から（経由）まで	— km	： ー ー		3	から（経由）まで	— km	： ー ー		4	から（経由）まで	— km	： ー ー		5	から（経由）まで	— km	： ー ー		6	から（経由）まで	— km	： ー ー		総通勤距離		総通勤時間（学校から住居までの乗り継ぎを含む総時間）			— km		時間 分		
通勤方法の別	区間	距離	発着時刻	備考																																																																																							
1	から（経由）まで	— km	： ー ー																																																																																								
2	から（経由）まで	— km	： ー ー																																																																																								
3	から（経由）まで	— km	： ー ー																																																																																								
4	から（経由）まで	— km	： ー ー																																																																																								
5	から（経由）まで	— km	： ー ー																																																																																								
6	から（経由）まで	— km	： ー ー																																																																																								
総通勤距離		総通勤時間（学校から住居までの乗り継ぎを含む総時間）																																																																																									
— km		時間 分																																																																																									
通勤方法の別	区間	距離	発着時刻	備考																																																																																							
1	から（経由）まで	— km	： ー ー																																																																																								
2	から（経由）まで	— km	： ー ー																																																																																								
3	から（経由）まで	— km	： ー ー																																																																																								
4	から（経由）まで	— km	： ー ー																																																																																								
5	から（経由）まで	— km	： ー ー																																																																																								
6	から（経由）まで	— km	： ー ー																																																																																								
総通勤距離		総通勤時間（学校から住居までの乗り継ぎを含む総時間）																																																																																									
— km		時間 分																																																																																									
別紙2（略）	別紙2（略）																																																																																										

新

別 紙 3

新幹線鉄道等利用申出書

平成 年 月 日

埼玉県教育委員会教育長 様

学校名 _____

氏 名 _____

1 新幹線鉄道等利用区間

路 線 名 _____

_____ 駅 ～ _____ 駅

2 申 出 内 容

平成____年度第____四半期において、特別料金等に係る回数券が発売されていない又は利用できない、1に記載した区間の新幹線鉄道等を常例として利用し、その利用に係る特別料金等を負担したことを、平成16年3月31日付け教職第3120号「新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて（通知）」の「5 事後の確認」の (4)に基づき申し出ます。

旧

別 紙 3

新幹線鉄道等利用申出書

平成 年 月 日

埼玉県教育委員会教育長 様

学校名 _____

氏 名 _____

1 新幹線鉄道等利用区間

路 線 名 _____

_____ 駅 ～ _____ 駅

2 申 出 内 容

平成____年度第____四半期において、特別料金等に係る回数券が発売されていない又は利用できない、1に記載した区間の新幹線鉄道等を常例として利用し、その利用に係る特別料金等を負担したことを、平成16年3月31日付け教職第3120号「新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて（通知）」の「5 事後の確認」の (4)に基づき申し出ます。

新	旧
(削る。)	別 紙 3-2 新幹線鉄道等利用申出書 平成 年 月 日 さいたま市教育委員会教育長 様 学校名 氏 名 1. 新幹線鉄道等利用区間 路 線 名 駅 ～ 駅 2. 申 出 内 容 平成 年度第 四半期において、特別料金等に係る回数券が発売されていない又は利用できない、1に記載した区間の新幹線鉄道等を常例として利用し、その利用に係る特別料金等を負担したことを、平成16年3月31日付け教職第3120号「新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の取扱いについて（通知）」の「5 事後の確認」の(3)に基づき申し出ます。

教 職 第 1 5 8 3 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係課所館長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

「学校職員の単身赴任届等の取扱いについて」の一部改正について（通知）

「学校職員の単身赴任届等の取扱いについて」（平成 2 年 3 月 3 1 日付け教職第 6 2 9 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用することとしたので、通知します。

記

- 第 2 認定第 2 項中「（さいたま市を除く。）」を削る。
第 2 認定第 3 項を削る。

「学校職員の単身赴任届等の取扱いについて」の一部改正に関する新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

新	旧
学校職員の単身赴任届等の取扱いについて 記	学校職員の単身赴任届等の取扱いについて 記
第1 (略)	第1 (略)
第2 認定	第2 認定
1 (略)	1 (略)
2 市町村立学校職員に係る認定は、埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和56年埼玉県教育委員会教育長訓令第5号）に基づき、所轄の教育事務所長が行う。	2 市町村 <u>（さいたま市を除く。）</u> 立学校職員に係る認定は、埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和56年埼玉県教育委員会教育長訓令第5号）に基づき、所轄の教育事務所長が行う。
(削る。)	<u>3 <u>さいたま市立学校職員にかかる認定は、さいたま市教育委員会学校教育部教職員課が行う。</u></u>
第3・第4 (略)	第3・第4 (略)

教 職 第 1 5 8 4 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

各市町村教育委員会教育長
各 市 町 村 立 学 校 長
各 県 立 学 校 長
関 係 課 所 館 長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

「学校職員の管理職員特別勤務手当の支給等について」の一部改正に
ついて（通知）

「学校職員の管理職員特別勤務手当の支給等について」（平成 2 7 年 3 月 2 7
日付け教職第 1 3 6 5 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 2 9 年 4 月 1 日か
ら適用することとしたので、通知します。

記

第 5 項中「（さいたま市立学校職員にあってはさいたま市教育委員会学校教育
部教職員課長）」を削る。

「学校職員の管理職員特別勤務手当の支給等について」の一部改正に関する新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

新	旧
学校職員の管理職員特別勤務手当の支給等について 記 1～4 (略) 5 管理職員特別勤務手当の支給に係る協議 管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、当分の間、教職員課長と協議のうえ行うものとする。	学校職員の管理職員特別勤務手当の支給等について 記 1～4 (略) 5 管理職員特別勤務手当の支給に係る協議 管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、当分の間、教職員課長<u>(さいたま市立学校職員にあってはさいたま市教育委員会学校教育部教職員課長)</u>と協議のうえ行うものとする。

教職第1585号
平成29年3月31日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係課所館長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

「学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について（通知）

「学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について」（昭和39年3月16日付け39教学発第245号）の一部を下記のとおり改正し、平成29年4月1日から適用することとしたので、通知します。

記

第10項中「又は基準日の属する年度の前年度末現在満54歳以上の学校職員（地方公務員法（昭和25年261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員（以下「再任用学校職員」という。）を除き、平成25年12月1日において、前年度末現在満54歳以上であることにより加算割合が100分の10の適用を受けていた職員（規則第3条第2号イからトまでに掲げる職員であったものに限る。）に限る。）」及び「し、同表の学校職員欄の「職務の級5級及び4級の学校職員」欄に対応する加算割合欄の「教育委員会が別に定める学校職員」は、基準日の属する年度の前年度末現在満54歳以上の学校職員（再任用学校職員を除き、平成25年12月1日において、加算割合が100分の10の適用を受けていた学校職員に限る。）と」を削る。

第11項中「の「教育委員会が特に必要と認めるもの」は、次に掲げる学校職員（臨時的に任用されている学校職員を除く。）」を「において加算割合が100分の5と定められている学校職員の区分に属する学校職員として「教育委員会が特に必要と認めるもの」は、教育職給料表（1）の職務の級1級及び教育職給料表（2）の職務の級1級の学校職員のうち、基準日現在の経験年数が15年（大学4卒）以上であるもの（臨時的に任用されている学校職員を除く。）」と改め、同項（1）及び（2）を削る。

第21項を削り、第22項（2）中「（法）を」（地方公務員法（昭和25年261号。以下「法」という。））」に改め、同項を第21項とし、第23項を第

2 2 項とする。

新	旧
学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について 1～9 (略) 10 規則別表第1の「教育職給料表(1)」の項の学校職員欄の「職務の級3級及び特2級の学校職員」に対応する加算割合欄の「教育委員会が別に定める学校職員」は、教育職給料表(1)の適用を受ける副校長の職にある学校職員とし、同表の学校職員欄の「職務の級2級の学校職員」に対応する加算割合欄の「教育委員会が別に定める学校職員」は、基準日現在の経験年数が27年(大学4卒)以上の学校職員とし、同表の「教育職給料表(2)」の項の学校職員欄の「職務の級3級及び特2級の学校職員」に対応する加算割合欄の「教育委員会が別に定める学校職員」は、教育職給料表(2)の適用を受ける副校長の職にある学校職員とする。 11 規則別表第1の備考第1項において加算割合が100分の5と定められている学校職員の区分に属する学校職員として「教育委員会が特に必要と認めるもの」は、<u>教育職給料表(1)の職務の級1級及び教育職給料表(2)の職務の級1級の学校職員のうち、基準日現在の経験年数が15年(大学4卒)以上であるもの(臨時的に任用されている学校職員を除く。)</u>とする。 (削る。)	学校職員の期末手当及び勤勉手当の支給について 1～9 (略) 10 規則別表第1の「教育職給料表(1)」の項の学校職員欄の「職務の級3級及び特2級の学校職員」に対応する加算割合欄の「教育委員会が別に定める学校職員」は、教育職給料表(1)の適用を受ける副校長の職にある学校職員とし、同表の学校職員欄の「職務の級2級の学校職員」に対応する加算割合欄の「教育委員会が別に定める学校職員」は、基準日現在の経験年数が27年(大学4卒)以上の学校職員又は基準日の属する年度の前年度末現在満54歳以上の学校職員(地方公務員法(昭和25年261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員(以下「再任用学校職員」という。))を除き、平成25年12月1日において、前年度末現在満54歳以上であることにより加算割合が100分の10の適用を受けていた職員(規則第3条第2号イからトまでに掲げる職員であったものに限る。))に限る。)とし、同表の「教育職給料表(2)」の項の学校職員欄の「職務の級3級及び特2級の学校職員」に対応する加算割合欄の「教育委員会が別に定める学校職員」は、教育職給料表(2)の適用を受ける副校長の職にある学校職員とし、<u>同表の学校職員欄の「職務の級5級及び4級の学校職員」欄に対応する加算割合欄の「教育委員会が別に定める学校職員」は、基準日の属する年度の前年度末現在満54歳以上の学校職員(再任用学校職員を除き、平成25年12月1日において、加算割合が100分の10の適用を受けていた学校職員に限る。))とする。</u> 11 規則別表第1の備考第1項の「<u>教育委員会が特に必要と認めるもの</u>」は、次に掲げる学校職員(臨時的に任用されている学校職員を除く。)とする。 (1) 加算割合が100分の10と定められている学校職員の区分に属する学校職員として「教育委員会が特に必要と認めるもの」は、教育職給

新	旧
(削る。) 12～20 (略) (削る。) 21 規則第6条、第7条、第12条及び第13条の期間の計算については、次の各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもつて1月とし、時間を日に換算する場合は7時間45分(地方公務員法(昭和25年261号。以下「法」という。))第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務学校職員」という。))又は育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務学校職員」という。))であつた期間にあつては、当該期間(当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあつては、当該一定期間。以下この号において「算定期間」という。))における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第4条第2項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間)をもつて1日とする。	<u>料表(1)の職務の級1級及び教育職給料表(2)の職務の級1級の学校職員(再任用学校職員を除く。))のうち、基準日の属する年度の前年度末現在満54歳以上であるもの(平成25年12月1日において、加算割合が100分の10の適用を受けていた学校職員に限る。))とする。</u> (2) <u>加算割合が100分の5と定められている学校職員の区分に属する学校職員として「教育委員会が特に必要と認めるもの」は、教育職給料表(1)の職務の級1級及び教育職給料表(2)の職務の級1級の学校職員のうち、基準日現在の経験年数が15年(大学4卒)以上であるものとする。</u> 12～20 (略) 21 <u>さいたま市教育委員会が規則第17条の規定により読み替える規則第7条の3及び第7条の5第2項の規定により人事委員会に協議する場合、規則第7条の6の規定により人事委員会に通知する場合並びに規則第7条の8の規定により人事委員会に提出する場合には、埼玉県教育委員会を経由するものとする。</u> 22 規則第6条、第7条、第12条及び第13条の期間の計算については、次の各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 1月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算するものとし、これらの期間の計算については、日を月に換算する場合は30日をもつて1月とし、時間を日に換算する場合は7時間45分(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務学校職員」という。))又は育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務学校職員」という。))であつた期間にあつては、当該期間(当該期間において週その他の一定期間を周期として一定の勤務時間数が繰り返されていた場合にあつては、当該一定期間。以下この号において「算定期間」という。))における勤務時間数を算定期間における勤務時間条例第4条第2項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間数で除して得た数に7.75を乗じて得た時間)をもつて1日とする。

新	旧
(3)～(7) (略) <u>22</u> 第9項から第11項までの「基準日現在の経験年数」の算定については、基準日を含む期間について経験年数を算定する。	(3)～(7) (略) <u>23</u> 第9項から第11項までの「基準日現在の経験年数」の算定については、基準日を含む期間について経験年数を算定する。

教 職 第 1 5 5 5 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

各市町村教育委員会教育長
各 市 町 村 立 学 校 長
総務部総務事務センター所長
各 県 立 学 校 長
関係各課（所・館）長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

「勤勉手当の支給にかかる成績率について」の廃止について（通知）

平成 1 4 年 3 月 2 9 日付け教職第 9 4 4 号「勤勉手当の支給にかかる成績率について（通知）」は、廃止します。

教職第1586号
平成29年3月31日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係課所館長

} 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正について（通知）

「勤勉手当の成績率の運用について」(平成14年3月29日付け教職第945号)の一部を下記のとおり改正したので、平成29年4月1日以降は、これによってください。

記

「人事委員会通知中「(2) 特定幹部職員」について、学校職員においては該当者はいないので念のため申し添えます」を「教育四級職員については、人事委員会通知中「(2) 特定幹部職員」に準じて取扱います」に改める。

「勤勉手当の成績率の運用について」の一部改正に関する新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

新	旧
勤勉手当の成績率の運用について 勤勉手当の支給にかかる成績率については、学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和３９年埼玉県教育委員会規則第４号）第１４条の規定に基づき、勤勉手当の支給にかかる成績率について（平成１４年３月２９日付け教職第９４４号）により定められているところですが、懲戒処分を受けた者の成績率については、平成１４年３月２９日付け人委第１１９９号（以下「人事委員会通知」という。）により決定することとしたので、平成１４年４月１日以降これにより実施願います。 なお、<u>教育四級職員については、人事委員会通知中「（２）特定幹部職員」に準じて取扱います。</u> また、平成１１年４月１日付け教職第４号は廃止します。	勤勉手当の成績率の運用について 勤勉手当の支給にかかる成績率については、学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和３９年埼玉県教育委員会規則第４号）第１４条の規定に基づき、勤勉手当の支給にかかる成績率について（平成１４年３月２９日付け教職第９４４号）により定められているところですが、懲戒処分を受けた者の成績率については、平成１４年３月２９日付け人委第１１９９号（以下「人事委員会通知」という。）により決定することとしたので、平成１４年４月１日以降これにより実施願います。 なお、<u>人事委員会通知中「（２）特定幹部職員」について、学校職員においては該当者はいないので念のため申し添えます。</u> また、平成１１年４月１日付け教職第４号は廃止します。

教 職 第 1 5 8 7 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長
各県立学校長
関係課所館長

}

様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

「学校職員の特殊勤務手当の運用について」の一部改正について（通知）

「学校職員の特殊勤務手当の運用について」（平成 1 1 年 3 月 3 0 日付け教職第 6 7 0 号）の一部を下記のとおり改正し、平成 2 9 年 4 月 1 日から適用することとしたので、通知します。

記

第 1 多学年学級担当手当関係第 3 号中の表を次のように改める。

県立中学校	市町村立学校	学校の種類
別紙様式第一―二	別紙様式第一	様式
教職員課長	所轄の教育事務所長	提出先

別紙様式 1 ― 2 を削り、別紙様式 1 ― 3 を別紙様式 1 ― 2 とする。

新

学校職員の特殊勤務手当の運用について
記

第1 多学年学級担当手当関係

1・2 (略)

3 多学年学級担当手当の支給に当たっては、次に掲げる学校の種類に応じて別紙様式を作成し、あらかじめ提出するものとする。

県立中学校	市町村立学校	学校の種類
別紙様式第一―二―	別紙様式第一	様式
教職員課長	所轄の教育事務所長	提出先

第2～第6 (略)

別紙様式第1 (略)

旧

学校職員の特殊勤務手当の運用について
記

第1 多学年学級担当手当関係

1・2 (略)

3 多学年学級担当手当の支給に当たっては、次に掲げる学校の種類に応じて別紙様式を作成し、あらかじめ提出するものとする。

県立中学校	さいたま市立学校	市町村(さいたま市を除く。)立学校	学校の種類
別紙様式第一―三―	別紙様式第一―二―	別紙様式第一	様式
教職員課長	さいたま市教育委員会 学校教育部教職員課長	所轄の教育事務所長	提出先

第2～第6 (略)

別紙様式第1 (略)

新	旧																																
(削る。)	別紙様式第1ー2 第 号 年 月 日 さいたま市教育委員会学校教育部教職員課長 様 校長 印 本校における多学年学級担当手当の支給対象職員について、下記のとおりお届けします。 記 多学年学級担当手当支給調書 <table><thead><tr><th>職 名</th><th>氏 名</th><th>週当り担当 級 時 間 数</th><th>週当り多学 年学級担当 授業時間数</th><th>給料の調 整額支給 の有 無</th><th>支給開始年月日</th><th>備 考</th><th>※ 判 定</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 備考 1 校長は、太線内に必要事項を記入の上、本書2部を教職員課長に提出する。 2 教職員課長は、支給の可否を判定した後、1部を校長に返送する。	職 名	氏 名	週当り担当 級 時 間 数	週当り多学 年学級担当 授業時間数	給料の調 整額支給 の有 無	支給開始年月日	備 考	※ 判 定																								
職 名	氏 名	週当り担当 級 時 間 数	週当り多学 年学級担当 授業時間数	給料の調 整額支給 の有 無	支給開始年月日	備 考	※ 判 定																										

新

別紙様式第 1 - 2

第 号
年 月 日

総務部教職員課長 様

校長 印

本校における多学年学級担当手当の支給対象職員について、下記のとおりお届けします。

記

多学年学級担当手当支給調書

職 名	氏 名	週当り担当 総 時 間 数	週当り多学 年学級担当 授業時間数	給料の調 整額支給 の 有 無	支給開始年月日	備 考	※ 判 定

備考 1 校長は、太線内に必要事項を記入の上、本書 2 部を教職員課長に提出する。

2 教職員課長は、支給の可否を判定した後、1 部を校長に返送する。

別紙様式第 2 ～別紙様式第 6 (略)

旧

別紙様式第 1 - 3

第 号
年 月 日

総務部教職員課長 様

校長 印

本校における多学年学級担当手当の支給対象職員について、下記のとおりお届けします。

記

多学年学級担当手当支給調書

職 名	氏 名	週当り担当 総 時 間 数	週当り多学 年学級担当 授業時間数	給料の調 整額支給 の 有 無	支給開始年月日	備 考	※ 判 定

備考 1 校長は、太線内に必要事項を記入の上、本書 2 部を教職員課長に提出する。

2 教職員課長は、支給の可否を判定した後、1 部を校長に返送する。

別紙様式第 2 ～別紙様式第 6 (略)

人 第 1 1 3 8 号
平成 2 9 年 3 月 3 0 日

本庁各課（所）長 }
各地域機関の長 } 様

総務部人事課長

職員の旅費に関する条例等の運用方法について（通知）

職員の旅費に関する条例等の運用方法について（平成 1 0 年 3 月 2 7 日付け人第 1 3 6 1 号）の一部を下記のとおり改正したので、平成 2 9 年 4 月 1 日からこれにより取り扱うこととしてください。

記

条例第 1 4 条関係第 4 項第 5 号中「「のぞみ」」の下に「並びに東北新幹線及び北海道新幹線の東京－新函館北斗間を運行する「はやぶさ」」を加える。

担 当：給与担当
内 線：2 4 3 9

職員の旅費に関する条例等の運用方法について(通知)の一部改正に関する新旧対照表

改 正 後	改 正 前
条例第 1 4 条関係（鉄道賃） 1 ～ 3 （略） 4 急行料金 （１）～（４）（略） （５） 東海道新幹線及び山陽新幹線の東京－博多間を運行する「のぞみ」並びに東北新幹線及び北海道新幹線の東京－新函館北斗間を運行する「はやぶさ」の利用に係る特別急行料金は、旅行命令権者が必要と認めるときに限り支給すること。	条例第 1 4 条関係（鉄道賃） 1 ～ 3 （略） 4 急行料金 （１）～（４）（略） （５） 東海道新幹線及び山陽新幹線の東京－博多間を運行する「のぞみ」の利用に係る特別急行料金は、旅行命令権者が必要と認めるときに限り支給すること。